

平成 23 年 3 月 18 日

各 位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 北畑 稔
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 広報 I R 担当部長
山内 浩史
(TEL : 03-5496-8485)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改訂後の内容は下記のとおりとなります。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 企業活動の基本方針

当社は企業理念を『新しさへ立ち向かうチャレンジ精神を常に持ち続け、ファッションを通じてお客様の新鮮で心豊かなライフスタイルの創造に貢献する「感性創造企業」を目指していきます。』と定め、これを実現するための行動規範及び行動指針を以下のとおりとする。

<行動規範>

誠実で信頼される行動をとろう

- －お客さまに
- －取引先に
- －社会に
- －社員お互いに

<行動指針>

レナウングループの社員及び従業員は業務遂行にあたり、法と規則を守り、企業理念に従い、商品の品質にこだわり、公正な取引を行い、誠実で信頼される行動をとります。

2. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

既に当社は当社グループの「行動規範」及び「行動指針」を上記のとおり策定しており、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会によるコンプライアンスの取り組みを横断的に法務担当部門が統括することとし、同部門を中心に取締役・使用人教育等を行なう。内部監査担当部門は、法務担当部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行動等について使用人が直接情報提供を行なう手段として、既に実施している内部通報制度であるスピークアウト制度を活用する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

経営意思決定に係る議事録・財務情報等の重要文書・情報の保存・管理につき定め、関連資料と共に保存・管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営企画担当部門が、リスクマネジメント規程及びリスク管理マニュアルの策定にあたり、同規程及び同マニュアルにおいて、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。内部監査担当部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査する。取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、内部監査担当部門による監査の結果を報告し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会及び監査役会に報告される。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のための成長戦略として策定された、中期経営方針であるRRMAPに基づき目標達成のために業務を遂行し、その進捗状況の管理はRRMAP推進担当部門にて行なうこととする。
- (2) 取締役会を月に1回定時に開催するほか、適宜開催するものとし、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針等に関する意思決定を行なう。
- (3) 業務執行を行う取締役は、原則隔週で開催される上席執行役員会及びその他の主要会議に出席し、それぞれの会議における議題を慎重に審議することにより、取締役会における意思決定が充実し、かつ円滑に行なわれるよう努める。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループの子会社に関しては、経営企画担当部門が、内部統制担当部門の協力のもとリスク管理体制を構築し、管理する。また、内部監査担当部門はこれらを横断的に監査する。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

なお、これ以外に補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要望に基づき協議の上対応し、その補助人の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - ① 当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する行為を知ったときの当該事実
 - ② 重要な情報開示事項

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行なう。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行なうこととする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等関連機関と緊密に連携し、関係部署が協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行なわない。

11. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

以 上